

地方独立行政法人栃木県立がんセンターの一般廃棄物収集運搬及び処分業務委託仕様書

この仕様書は、地方独立行政法人栃木県立がんセンター（以下「甲」という。）が委託する一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬及び処分業務を受託する者（以下「乙」という。）が行う業務の概要を示すものであって、現場の状況に応じて簡易なものについては、当仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行うものとする。

1 目的

地方独立行政法人栃木県立がんセンターから排出される廃棄物の収集運搬及び処分を行うことにより、衛生的環境を維持し、センターの円滑な運営に寄与することを目的とする。

2 排出事業者の所在地、名称、年間排出予定量及び廃棄物の概要

宇都宮市陽南4-9-13

地方独立行政法人栃木県立がんセンター

64,400kg

詳細と品目は別表参照

3 業務委託期間

2025年4月1日～2028年3月31日

※ なお、この契約は複数年契約として実施する。そのため、契約にあたっては、がんセンターの各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は、削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を附す。

4 業務内容

乙は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令に基づいてこれを遵守し、廃棄物の収集運搬及び処分を次のとおり行うものとする。

なお、処分は市からの指示に従うこと。

① 作業内容

ア 甲の廃棄物集積所での分別形態ごとの計量及び収集毎に計量結果の報告

イ 甲の廃棄物集積所からの搬出

ウ 処理場への廃棄物の運搬搬入

なお、処理場への搬入は、甲からの搬出日に行うものとし、積み替えは、法に基づく許可を有する場合は認める。

② 収集日

月～金の週5回の定期回収とする。

なお、甲に必要ながあれば回収日の増加を要請する場合がある。

③ 作業時間

午前8時30分から午後5時までの間で、甲と協議した時間

5 乙の責務

(1) 乙は、甲の名誉を重んじ、これを毀損しないように努めなければならない。

(2) 乙は、甲で知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、乙等及び業務従事者がこの業務を解かれた後も持続するものとする。

(3) 乙は、礼儀正しく品行を慎み、応接にあたっては、懇切丁寧を旨とし、仮にも粗暴にわたる言動があってはならない。

(4) 乙は、業務従事者に対して受託業務上必要とする教育訓練を実施し、業務履行に支障を来たさ

ないように万全を期さなければならない。

- (5) 甲の集積所は常に清潔にし、廃棄物等が散乱していることがないように十分注意すること。
- (6) 運搬には十分注意し、運搬途中の路上等に廃棄物が落下、散乱することがないように十分注意すること。
- (7) 収集運搬及び処分業務とも廃棄物処理法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、消防法、水質汚濁防止法等による規制を遵守すること。

6 負担区分

- (1) 業務に要する物品等は、乙の負担とする。
- (2) 業務実施に要する甲の施設、電力、水道の費用は甲の負担とする。

7 再委託の禁止

乙は、委託業務を自ら行うものとし、他人に委託してはならない。

8 委託実績の報告

乙は、毎月の業務完了後10日以内に、実績報告書(別紙)を当該甲に提出しなければならない。

9 委託料の請求

乙は、実績報告書に基づき、前月の委託業務完了後10日以内に当該甲に処分業務に係る委託金額も含めた請求書を提出しなければならない。

なお、甲は、適正な請求書を受理した後、30日以内に当該委託料を支払うものとする。

10 個人情報の取り扱い留意事項

- (1) 乙は、栃木県個人情報保護条例第12条を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、個人情報の運搬を行うとき、その過程で個人情報が紛失等することがないように確実な措置を講じること。
- (3) 条例に違反した場合には、当該条例の規定に基づき処罰される場合がある。
- (4) その他個人情報の適正な取扱いを確保するため別途指示する事項がある場合は、その事項を遵守しなければならない。

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度甲と乙とが協議し、文書により取り決めるものとする。